昭和二十六年建設省令第三十三号 土地収用法施行規則

第十五条第四項、第十八条、第二十三条第三項、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 条第一項、第六十五条第三項、第八十三条第七 定に基き、土地収用法施行規則を次のように定め 項、第九十四条第三項及び第百十六条第二項の規 第二十八条第二項、第三十七条第四項、第四十二 2

(証票及び許可証の様式)

第一条 土地収用法(以下「法」という。)第十 次項において同じ。) の様式は、別記様式第一 票(国土交通省の職員が携帯するものを除く。 八条第一項において準用する場合を含む。)に 五条第一項(法第三十五条第三項(法第百三十 おいて準用する場合を含む。)の規定による証

法第十五条第二項の規定による証票の様式 別記様式第二とする。

法第十五条第一項の規定による許可証の様式 別記様式第三とする。

3

4 記様式第四、土地に試掘等を行おうとする者に あつては別記様式第四の二とする。 法第十五条第二項の規定による許可証の様式 障害物を伐除しようとする者にあつては別 2

あるとき。

第一条の二 法第十五条の十四 (法第百三十八条 第一項において準用する場合を含む。)の国土 より、説明のための会合を開催することとす 交通省令で定める措置は、次に定めるところに

便利を考慮して定めること。 の認定について利害関係を有する者の参集の 会合を開催する場所は、できる限り、事業

おいて同じ。)の存する地方の新聞紙に公告 あつては、事業の施行を予定する区域。ハに 水において事業の施行を予定している場合に が終わるまでに、事業の施行を予定する土地 する日の前日から起算して前八日に当たる日 すること。 (河川の敷地、海底又は流水、海水その他の 次に掲げる事項を、遅くとも、会合を開催

起業者の名称及び住所

事業の施行を予定する土地の所在

会合の場所及び日時

施行を予定する土地、河川の敷地、 前号イからニまでに掲げる事項を、 海底、 事業の 水

> ことについての同意をしていないものに対 件又はこれらにある物件に関して権利を有す し、文書をもつて通知すること。 るものに限る。) でこれらの権利を提供する る者(起業者がその氏名及び住所を知つてい 若しくは立木、建物その他土地に定着する物

る日の前日から起算して前八日に当たる日が終 前項第三号に規定する通知は、会合を開催す わるまでに発しなければならない。

第一条の三 起業者は、次のいずれかに該当する と認める場合においては、前条第一項の規定に よる会合を打ち切ることができる。

会合を開始する時において、参加する者がな前条第一項第二号の規定により公告された

二 起業者(その職員又は代理人を含む。)若 三 会合を開催する施設若しくはその設備が破 られ、又はその著しいおそれがあるとき。 壊され、損傷され、 しくは会合に参加する者の身体に危害が加え にする行為がされ、又はその著しいおそれが 若しくはその使用を困難

するとともに、次に掲げる方法のうち適切な方 同項の規定により会合を打ち切つた旨につい たときは、当該会合が予定されていた期間中、 法により公衆の閲覧に供しなければならない。 て、その会場又はその付近の適当な場所に掲示 起業者は、前項の規定により会合を打ち切つ 起業者のウェブサイトへの掲載

(事業認定申請書の様式) 該地方公共団体のウェブサイトへの掲載 関係する地方公共団体の協力を得て行う当

第二条 法第十八条第一項(法第百三十八条第一 る事業認定申請書の様式は、別記様式第五と項において準用する場合を含む。)の規定によ 出するものとする。 び市町村の数の合計に一を加えた部数の写を提 し、正本一部並びに起業地の存する都道府県及

(事業認定申請書の添付書類の様式)

第三条 法第十八条第二項各号(法第百三十八条 規定による事業認定申請書と同じ部数の写しを 第一項において準用する場合を含む。以下同 提出するものとする。 るところによつて作成し、正本一部及び前条の じ。)に掲げる添付書類は、それぞれ次に定め

次に掲げる事項を記載するものとし、 法第十八条第二項第一号の事業計画書は、 その内

添付するものとする。 容を説明する参考書類があるときは、

事業の開始及び完成の時期

事業に要する経費及びその財源 事業の施行を必要とする公益上の理由

これらを必要とする理由 必要な土地等の面積、数量等の概数並びに 収用又は使用の別を明らかにした事業に

二 法第十八条第二項第二号の起業地を表示す 用に寄与することになる理由 であり、又は土地等の適正かつ合理的な利 起業地等を当該事業に用いることが相当

地形図の図式により、これにないものは適宜し、符号は、国土地理院発行の五万分の一のる図面は、次に定めるところによつて作成 のものによるものとする。 ない場合は五万分の一)の一般図によつて縮尺二万五千分の一(二万五千分の一が

間で、起業地を表示するに便利な適宜の縮縮尺百分の一から三千分の一程度までの 件があるときは、これらの物件が存する土 くは使用しようとする権利の目的である物 は使用しようとする物件又は収用し、若し 起業地の位置を示すこと。 要なものを図示すること。収用し、若しく し、起業地内に物件があるときは、その主 薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色 尺の地形図によつて起業地を収用の部分は

足りる平面図を添付するものとする。 するものとし、施設の内容を明らかにするに 度までのもので、施設の位置を明らかに図示 する図面は、縮尺百分の一から三千分の一程 法第十八条第二項第二号の事業計画を表示地の部分を薄い赤色で着色すること。

五 法第十八条第二項第四号の土地の管理者又 る調書の様式は、別記様式第六とし、その土四条に規定する土地がある場合の土地に関す が得られないとき、又は意見がないときは、 見は、書面によるものとし、書面による意見 分の一程度までのものとする。 は同項第五号若しくは第六号の行政機関の意 地を表示する図面は、縮尺百分の一から三千 法第十八条第二項第四号の起業地内に法第

四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記 法第十八条第二項第七号の法第十五条の十

その事実及び理由を明らかにするものとす

載した書面の様式は、別記様式第六の二と 告した新聞紙の当該部分の写しを添付するも 第一条の二第一項第二号の規定により公

併せて

(公聴会の開催請求の手続)

第四条 法第二十三条第一項(法第百三十八条第 又は都道府県知事に提出しなければならない。 を事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣 よる請求をしようとする者は、公聴会の開催を 一項において準用する場合を含む。)の規定に 請求する旨及び次に掲げる事項を記載した書面 請求者の氏名及び住所

一 起業者の名称及び事業の種類

(公聴会の開催の手続)

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、 ばならない。 業者に対し、当該公聴会の期日を通知しなけれ会を開催しようとするときは、あらかじめ、起

2 ればならない。 た国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなけ 通知を受けた日から一週間以内に当該通知をし 意見を述べようとするときは、その旨を、当該 合において、当該通知に係る公聴会に出席して 起業者は、前項の規定による通知を受けた場

第六条 法第二十三条第二項(法第百三十八条第 らない。 十一日に当たる日が終わるまでにしなければ 遅くとも、 よる公告は、起業地の存する地方の新聞紙に、 一項において準用する場合を含む。)の規定に 公聴会の期日の前日から起算して前

2 ならない。 告に併せて、次に掲げる事項を公告しなけ 国土交通大臣又は都道府県知事は、 前項の公 いれば

者の名称 前条第二項の規定による通知があつた起業

一 次条第一項の規定による申出の期限

三 意見を述べることができる時間として、 条第一項の規定による申出一件ごとに割り振一 意見を述べることができる時間として、次 ることを予定している時間

四 前三号に定めるもののほか、国土交通大臣 又は都道府県知事が必要と認める事項

3 らない。 日から起算して八日以後の日を定めなければな 前項第二号の期限は、第一項の公告の日の翌

第七条 公聴会に出席して意見を述べようとする 期限までに、次に掲げる事項を記載した書面に 者(起業者を除く。)は、前条第二項第二号

大臣又は都道府県知事に申し出なければならな より、事業の認定に関する処分を行う国土交通

氏名及び住所

又は電子メールアドレス) 代表者(一人に限る。)の氏名及び電話番号 者が共同して申し出る場合にあつては、その 電話番号又は電子メールアドレス(複数の

述べようとする意見の要旨

前項第四号の要旨は、その質問の趣旨及び内 号に規定する起業者に対し質問をすることを となる起業者の名称及び質問の要旨 希望する場合にあつては、その質問の相手方 自らの意見の陳述に併せて前条第二項第一

ければならない。 容がその記述から明らかとなるように記載しな

対してすれば足りる。 の規定による通知は、第一項第二号の代表者に をした場合においては、次条第一項及び第三項 複数の者が共同して第一項の規定による申出 4 3

段の規定により国土交通大臣又は都道府県知事 知しなければならない。 べることができる時間及び予定の開始時刻を通 に対し、あらかじめ、公聴会において意見を述 が定めた者。第十一条第二項において同じ。) を提出した者(次項の場合にあつては、同項後 ら第十一条までにおいて「申出書」という。) ずれかの記載がないものを除く。以下この条か 条第一項の書面(同項各号に規定する事項のい 条第二項の規定による通知をした起業者及び前 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五 6 5

見を述べることができる者を定めるものとす を聴取することを旨として、公聴会において意 通大臣又は都道府県知事は、多様な趣旨の意見 することができる。この場合において、国土交 るときは、意見を述べることができる者を制限 べてに意見を述べさせることができないと認め より、公聴会の期日において、これらの者のす 項の規定による申出をした者が多数あることに 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一

3 べることができないこととなる者に対して、そ 定による制限によつて公聴会において意見を述 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条 第一項の規定による通知を受けた者が提出した

> 記載したものがあるときは、当該記載に係る起 申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を 付するものとする。 業者に対し、日時を指定して、自ら出席し、又 いて、当該通知書には、当該申出書の写しを添 により通知しなければならない。この場合にお 十一条第三項に規定する答弁をすべき旨を書面 はその命じた職員若しくは代理人が出席し、第

2 第十条 公聴会は、事業の認定に関する処分を行 う国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその 指名する職員が議長としてこれを主宰する。

項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事のは、第五条から前条まで及び第十一条の三第一 権限を議長に行わせることができる。 定によりその職員を議長として指名したとき 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規

証明書を、当該公聴会の期間中、携帯しなけれ 氏名を記載し、かつ、その者の写真を貼付した ばならない。 前項に規定する場合において、議長は、その

円滑な運営を確保するために必要と認める場合 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会の 者」という。) に第十一条の三第二項及び第五条の三及び第十一条の四において「議長補助 があつたときは、これを提示しなければならな 真を貼付した証明書を携帯し、関係者から請求 項に規定する権限を行わせることができる。 には、その指名する職員(以下この条、第十一 いては、その氏名を記載し、かつ、その者の写 議長補助者は、その権限を行使する場合にお

を受けた者にその職務の遂行を補助させることときは、国土交通大臣又は都道府県知事の委託 ができる。 議長又は議長補助者は、必要があると認める

|第十一条 公聴会における発言は、議長の許可を 得てしなければならない。

2 三号の要旨の範囲を超えてはならない 場合にあつては、同項の規定による時間をい 見を述べることができる時間をいい、第四項の は、公聴会に出席し、議長が指示する時刻から 及び申出書を提出した者をいう。以下同じ。) けた起業者又はその命じた職員若しくは代理人 件の範囲及び申出書に記載した第七条第一項第 ができる。この場合において、その意見は、案 う。以下同じ。) 内において意見を述べること 公述時間(同項の規定による通知に示された意 公述人(第八条第一項の規定による通知を受

4 3 件の範囲及び当該申出書に記載した同号の要旨 ができる。この場合において、その質問は、案 述時間内において質問し、その答弁を聴くこと 四号に規定する事項を記載したものは、その公 の範囲を超えてはならない。 議長は、前二項の規定にかかわらず、公述人 公述人のうち、その申出書に第七条第一項第

ができる。 ら実質遅刻時間(予定開始時刻から当該公述人 知に示された意見を述べることができる時間か て「予定開始時刻」という。)に遅れて公聴会き時刻のいずれか遅い時刻(以下この項におい 二項の規定により議長が指示することとなるべ 見を述べることができる予定の開始時刻又は第 人の意見を述べることができる時間とすること 項において同じ。)を控除した時間を当該公述 が公聴会に出席した時刻までの時間をいう。次 に出席したときは、同条第一項の規定による通 が第八条第一項の規定による通知に示された意

5 意見の陳述及び質問(以下「意見の陳述等」と 当該公述人は、第二項及び第三項の規定による 見を述べることができる時間を超えたときは、 が第八条第一項の規定による通知に示された意 いう。)をすることができない。 前項に規定する場合において、実質遅刻時間

6 議長は、第二項及び第三項の場合において、 ことができる。 公述人等(公述人及び第九条の規定により出席 した者をいう。以下同じ。)に対して質疑する

く。)又は不穏当な言動をした場合は、その発る質疑に対する応答として発言する場合を除 及び第三項に規定する範囲を超え、若しくはそ の公述時間以外の時間に発言した場合(同条第 言を禁止することができる。 一項の許可を得て、及び同条第六項の規定によ

2 を維持する見地から定めた公述人等が遵守すべ 交通大臣若しくは都道府県知事が公聴会の秩序 があると認めるときは、著しく不穏当な言動を 退場させることができる。 き事項に違反した公述人等を公聴会の会場から し、前項の規定による禁止に従わず、又は国土 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項に規 定する公述人等が遵守すべき事項を定めた場合 には、次に掲げる措置をとらなければならな

トに掲載して公衆の閲覧に供すること。 し、又は公述人等に配付すること。 国土交通省又は当該都道府県のウェブサイ

があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる 処置をとることができる。

の所持者に限り傍聴を許すこと。 傍聴人の被服又は所持品を検査させ、

相当でないと思料する物の持込みを禁じさせ 物その他公聴会の会場において所持するのを ること。

2 傍聴人は、公聴会の会場への入場又は退場に が認められる者の公聴会の会場への入場を禁の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情 会において議長の職務の執行を妨げ又は不当 ずること。

3 ばならない。 傍聴人は、公聴会の会場において、

静粛を旨とし、喧騒にわたる行為をしない

第十一条の二 議長は、公述人等が、前条第二項

6 5

公聴会の期日において、その会場に掲示

第十一条の三 国土交通大臣又は都道府県知事 公聴会における秩序を維持するために必要

傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、 そ

三 前号に規定する処置に従わない者及び公聴

際し、議長又は議長補助者の指示に従わなけ れ

る事項を守らなければならない。

二 国土交通大臣又は都道府県知事が公聴会の すべき事項に従うこと。 秩序を維持する見地から定めた傍聴人が遵守

等」とあるのは、「公述人等及び傍聴人」と読 府県知事が前項第二号に規定する傍聴人が遵守 み替えるものとする。 の場合において、同条第三項第二号中「公述人 すべき事項を定めた場合について準用する。こ 前条第三項の規定は、国土交通大臣又は都道

又は公聴会の会場から退場させることができ した傍聴人に対して、その行為の中止を命じ、 議長又は議長補助者は、 第三項の規定に違反

第一項(第一号を除く。)から第三項まで及び る公述人の公述時間を除き、傍聴人とみなして 公述時間、第九条の規定により出席した者にあ 前項の規定を適用する。 つてはその答弁をしなければならないこととな 公述人等については、公述人にあつてはその

第十一条の四 議長は、次のいずれかに該当する と認める場合においては、公聴会を打ち切るこ

おそれがあるとき。 人の身体に危害が加えられ、又はその著しい よる委託を受けた者、 議長、議長補助者、 公述人等若しくは傍聴 第十条第六項の規定に

難にする行為がされ、又はその著しいおそれ破壊され、損傷され、若しくはその使用を困一 公聴会を開催する施設若しくはその設備が

三 第十一条の二第二項又は前条第五項の規定 議長は、前項の規定により公聴会を打ち切つ による退場命令に従わない者が多数いること により公聴会の運営が困難となつたとき。

閲覧に供しなければならない。 当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆のの、都道府県知事の開催する公聴会にあつては 通大臣の開催する公聴会にあつては国土交通省 付近の適当な場所に掲示するとともに、国土交 に掲げる事項について、公聴会の会場又はその たときは、公聴会が予定されていた期間中、 次 2

出することができる旨 次項後段の規定により書面により意見を提 前項の規定により公聴会を打ち切つた旨

見の陳述等をすることができない。この場合に て、その意見を書面により提出することができ 七日以内に、議長に対し、意見の陳述に代え 公述人は、当該打切りの日の翌日から起算して おいて、意見の陳述等ができないこととなつた 規定にかかわらず、当該打切りの後において意 切られたときは、第十一条第二項及び第三項の 公述人は、第一項の規定により公聴会が打ち

第十二条 公聴会については、記録を作成しなけ ればならない。

2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項 を記載し、議長が署名押印しなければならな

公聴会の期日及び場所

出席した公述人等の氏名及び住

その他公聴会の経過に関する事項 公述人等の意見又は答弁の要旨

る事項の記載に代えることができる の速記録を添付することをもつて同号に規定す 前項第四号の規定にかかわらず、当該公聴会

3

(補償等についての周知措置)

|第十三条 法第二十八条の二(法第百三十八条第 要な措置は、次に掲げるものとする。 の土地所有者及び関係人に周知させるための必 一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

これらの者に配布すること。 償等」という。) の内容を記載した書面を、 起業地又はその周辺の適当な場所において、 る補償及び次条各号に掲げる事項(以下「補 土地所有者及び関係人が受けることができ 2

ち適切な方法により公衆の閲覧に供するこ 所に掲示するとともに、次に掲げる方法のう 容について、起業地又はその周辺の適当な場 前号の書面を配布する場所及び補償等の内

関係する地方公共団体の協力を得て行う 起業者のウェブサイトへの掲載

る場合を含む。) の縦覧の終了の日までしなけ ればならない。 第二項(法第百三十八条第一項において準用す 前項第二号による措置は、法第二十六条の二 当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

(周知措置を講ずべき事項)

第十三条の二 法第二十八条の二の国土交通省令 で定める事項は、次に掲げるものとする。 という。)に関する事項 の規定による請求(以下「裁決申請の請求」 項において準用する場合を含む。以下同じ。) 法第三十九条第二項(法第百三十八条第一

払請求」という。) に関する事項 じ。)の規定による請求(以下「補償金の支 法第四十六条の二第一項(法第百三十八条 一項において準用する場合を含む。以下同

(事業の廃止又は変更についての周知措置) 三 明渡裁決の申立てに関する事項

第十三条の三 法第三十条第一項(法第百三十八 条第一項において準用する場合を含む。)の必 要な措置は、当該収用し、又は使用する必要が 通知並びに次に掲げるいずれかの方法により行 なくなつた土地等の土地所有者及び関係人への うものとする。 2

な方法により公衆の閲覧に供すること。 示するとともに、次に掲げる方法のうち適切 当該土地等又はその周辺の適当な場所に掲

起業者のウェブサイトへの掲載

当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

関係する地方公共団体の協力を得て行う

二 当該土地等が所在する地方の新聞紙に公告

(手続の保留の申立書等の様式)

|第十三条の四 法第三十二条第一項(法第百三十 規定による手続の保留の申立書の様式は、別記八条第一項において準用する場合を含む。)の 様式第七とする。

る図面に、黒色の斜線をもつて表示するものと は、 する。 収用又は使用の手続を保留する起業地の範囲 法第十八条第二項第二号の起業地を表示す

(手続開始の申立書等の様式

|第十三条の五 法第三十四条の二第一項 三十八条第一項において準用する場合を含む。 様式は、別記様式第七の二とする。 以下同じ。) の規定による手続開始の申立書の (法第百

2 第十三条の六 法第三十六条の二第一項第一号の おける同条第二項の申出書は、別記様式第七の を加えた部数の写しを提出するものとする。 始しようとする土地が所在する市町村の数に 作成し、正本一部及び収用又は使用の手続を開 は、第三条第二号(イを除く。)の例によつて 規定により土地調書を作成しようとする場合に (土地調書作成の特例手続等の申出) 法第三十四条の二第一項に規定する添附図面

2 三十六条の二第一項第一号の規定により権利調 る法第三十六条の二第二項の申出書は、 る 式第七の三の例によるものとする。 における法第百三十八条第一項において準用す 書又は土石砂れき調書を作成しようとする場合 (物件調書作成の特例手続等の申出) 法第百三十八条第一項において準用する法第

第十三条の七 法第三十六条の二第一項第二号の 三十六条の二第一項第一号又は第二号の規定に 法第百三十八条第一項において準用する法第三 より立木、建物その他土地に定着する物件調書 四による物件調書作成の特例手続の申出書とす 規定により物件調書を作成しようとする場合に 又は物件調書を作成しようとする場合における おける同条第二項の申出書は、別記様式第七の 法第百三十八条第一項において準用する法第

(土地調書等に対する異議の申出)

四の例によるものとする。

第十三条の八 法第三十六条の二第三項の規定に よる公告に係る土地調書についての同条第六項

> の異議申出書は、別記様式第七の五による土 調書に対する異議申出書とする。

三十六条の二第三項の規定による公告に係る権 利調書又は土石砂れき調書についての法第百三 例によるものとする。 十八条第一項において準用する法第三十六条の 一第六項の異議申出書は、別記様式第七の五 法第百三十八条第一項において準用する法第

(物件調書等に対する異議の申出)

第十三条の九 法第三十六条の二第三項の規定に 調書に対する異議申出書とする。 の異議申出書は、別記様式第七の六による物件 よる公告に係る物件調書についての同条第六項

2 書は、別記様式第七の六の例によるものとす 件調書についての法第百三十八条第一項にお 三十六条の二第三項の規定による公告に係る立 て準用する法第三十六条の二第六項の異議申 木、建物その他土地に定着する物件調書又は物 法第百三十八条第一項において準用する法第

(土地調書等の様式)

|第十四条 法第三十七条第一項の規定による土地 調書の様式は、別記様式第八とする。

三による土地調書作成の特例手続の申出書とす 2 三十七条第一項の権利調書又は土石砂れき調書 の様式は、別記様式第八の例による。 (物件調書等の様式) 法第百三十八条第一項において準用する法第

第十五条 法第三十七条第二項の規定による物件 調書の様式は、別記様式第九とする。

2 書の様式は、別記様式第九の例による。 建物その他土地に定着する物件調書又は物件調 三十七条第一項又は第二項の規定による立木、 (裁決申請の請求の手続) 法第百三十八条第一項において準用する法第

第十五条の二 裁決申請の請求をしようとする者 者又は関係人であることを証する書面を添附し は、別記様式第九の二による裁決申請請求書 (収用又は使用の裁決申請書の様式) 自己が法第三十九条第二項に規定する土地所有 に、当該裁決申請の請求に係る土地等に関して て、これを起業者に提出しなければならない。

十六条の二第二項の申出書は、別記様式第七の 第十六条 法第四十条第一項(法第百三十八条第 る の数に一を加えた部数の写を提出するものとす 正本一部及び申請に係る起業地の存する市町村 よる裁決申請書の様式は、別記様式第十とし、 一項において準用する場合を含む。)の規定に

第十七条 法第四十条第一項各号(法第百三十八 (裁決申請書の添附書類の様式)

よる裁決申請書と同じ部数の写を提出するもの ろに従つて作成し、正本一部及び前条の規定に じ。) に掲げる添附書類は、左に規定するとこ 条第一項において準用する場合を含む。以下同

- つては、第三条第一号から第三号までの規定 法第四十条第一項第一号の書類の作成に当
- 二 同項第二号ニについては、次の各号に定め るところによつて作成するものとする。 明しなければならない。 いものがあるときは、過失がないことを証 起業者が過失がなくて知ることができな
- じ。) の規定により、登記簿に現われた土 するときは、その旨を明らかにしなければ 地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載 一項において準用する場合を含む。以下同法第四十四条第一項(法第百三十八条第
- 含む。) の規定による補償については、金銭 らかにするものとし、法第八十二条、法第八 同項第二号ホについては、積算の基礎を明 に換算した額をあわせて記載するものとす 十三条及び法第八十六条(法第百三十八条第 項においてこれらの規定を準用する場合を

(裁決申請書の添附書類の補充の方法等)

第十七条の二 法第四十四条第二項(法第百三十 定により省略された部分の添附書類の全部を提 同じ。)の規定による補充は、同条第一項の規 し、その旨を、書面により通知しなければなら 補充をしようとするときは、収用委員会に対 出することによつて行なうものとする。 八条第一項において準用する場合を含む。以下 起業者は、法第四十四条第二項の規定による

(裁決手続開始の決定の公告の方法)

第十七条の三 法第四十五条の二 (法第百三十八 定による公告は、収用委員会が定める方法によ 条第一項において準用する場合を含む。)の規 つて行なうものとする。

(補償金の支払請求の手続)

第十七条の四 補償金の支払請求をしようとする 者は、別記様式第十の二による補償金支払請求 書に、当該補償金の支払請求に係る土地等に関

> 書面は添附することを要しない。 払請求に係る土地等に関して自己が同項に規定 償金の支払請求をするときは、当該補償金の支 らない。ただし、裁決申請の請求とあわせて補 を添附して、これを起業者に提出しなければな 土地所有者又は関係人であることを証する書面 する土地所有者又は関係人であることを証する して自己が法第四十六条の二第一項に規定する

(見積りによる補償金の支払の手続)

第十七条の五 起業者は、法第四十六条の四第一 項を記載した書面を支払の相手方に交付しなけ 補償金を支払おうとするときは、次に掲げる事 合を含む。)の規定により自己の見積りによる 項(法第百三十八条第一項において準用する場 ればならない。

(法第四十七条の三第一項の書類の様式) 三 支払金額及びその積算の基礎 支払に係る権利の種類及び内容支払に係る土地の所在、地番及び地目等

第十七条の六 法第四十七条の三第一項各号 定めるところによつて作成し、正本一部及び明む。以下同じ。) に掲げる書類は、次の各号に 第百三十八条第一項において準用する場合を含 数に一を加えた部数の写しを提出するものとす 渡裁決の申立てに係る起業地の存する市町村の (法

裁決申請書の添附書類に記載したものと異なは、第十七条第二号イの規定による。なお、 るものがあるときは、その旨及びその理由を 明らかにすること。 法第四十七条の三第一項第一号ハについて

(明渡裁決の申立ての手続) 二 同項第一号ニについては、積算の基礎を明 定による補償については、金銭に換算した額 これらの規定を準用する場合を含む。)の規 をあわせて記載するものとする。 十六条まで(法第百三十八条第一項において かにするものとし、法第八十四条から第八

氏名及び住所

又は担保を取りもどすことができる起業者の

担保を取得する土地所有者若しくは関係人

第十七条の七 明渡裁決の申立てをしようとする 用委員会に提出しなければならない。 者は、別記様式第十の三の明渡裁決申立書を収

2 起業者以外の者は、明渡裁決の申立てをしよ 該明渡裁決の申立てに係る土地等について自己 うとするときは、前項の明渡裁決申立書に、当 面を添附しなければならない。 が土地所有者又は関係人であることを証する書 (証票の様式)

第十八条 法第六十五条第三項(法第九十四条第 六項 (法第百三十八条第一項において準用する

> 百三十八条第一項において準用する場合を含 三十八条第一項において準用する場合を含む。) 場合を含む。)、法第百二十四条第三項(法第百 (担保の取得及び取りもどしの手続) む。) の規定による証票の様式は、別記様式第 において準用する法第九十四条第六項又は法第

第十九条 起業者は、法第八十三条第四項(法第 供託したときは、供託物受入の記載ある供託書 て準用する場合を含む。以下第二十二条におい て同じ。) の規定により、金銭又は有価証券を 合を含む。)又は法第百三十八条第一項におい 項(法第百三十八条第一項において準用する場 て準用する場合を含む。)、法第百二十三条第六 八十四条第三項(法第百三十八条第一項におい

第二十条 収用委員会は、法第八十三条第五項又 しなければならない。 て同じ。)の規定による確認をしたときは、確 条第一項においてこれらの規定を準用する場合 認証書を土地所有者、関係人又は起業者に交付 を含む。以下第二十一条及び第二十二条におい 百二十三条第六項(法第百三十八条第一項にお 条第一項において準用する場合を含む。)、法第 は第六項(法第八十四条第三項(法第百三十八 を、収用委員会に提出しなければならない。 いて準用する場合を含む。) 又は法第百三十八

2 らない。 し、収用委員会の会長が署名押印しなければな 前項の確認証書には、左に掲げる事項を記載

二 起業者が、工事を完了すべき時期(補償の 免かれた事由 かつた事実(補償の支払をしなかつた事実) 支払をなすべき時期)までに工事を完了しな (補償の支払をした事実) 又は補償の義務を 及びその程度若しくは工事を完了した事実

三 土地所有者若しくは関係人が取得する担保 の額又は起業者が取りもどすことができる担

託番号 前条の規定によつて提出された供託書の供

兀

第二十一条 法第八十三条第五項の規定によ

土地所有者又は関係人が担保の全部又は一

ととなる場合においては、収用委員会は、

同項

確認を同時にしなければならない。 前段の規定による確認と同項後段の規定による 法第八十三条第五項前段の規定によ

託所に提出しなければならない。 託規則(昭和三十四年法務省令第二号)の手続た金銭又は有価証券の払渡を請求するには、供において、同条第四項の規定によつて供託され 者が担保の全部を取りもどすことができる場合 取得した場合又は同条第六項の規定により起業 り、土地所有者若しくは関係人が担保の全部を による外、第二十条の規定による確認証書を供

2 払渡の請求は、土地所有者、関係人又は起業者 支払委託書を供託所に送付しなければならな 会は、供託規則第三十条第一項に定める書式の の分割払渡をすることとなるときは、収用委員 所有者又は関係人が担保の一部を取得し、担保 提出してするものとする。 が、第二十条の規定による確認証書を供託所に の規定によつて供託された金銭又は有価証券の い。この場合においては、法第八十三条第四項 法第八十三条第五項前段の規定により、

(損失の補償の裁決申請書の様式)

第二十三条 する場合を含む。)又は法第百三十八条第一項条第二項(法第百三十八条第一項において準用 裁決申請書の様式は、別記様式第十二とし、 本一部及び写一部を提出するものとする。 において準用する場合を含む。)の規定による (補償金等払渡通知書の様式) 法第九十四条第三項(法第百二十四 正

第二十三条の二 土地収用法施行令(以下「令」 という。)第一条の十五の規定による補償金等 払渡通知書の様式は、別記様式第十三の二とす

(令第一条の十八第三項の規定による通知の手

部を取得し、起業者が補償の義務を免かれるこ 第二十三条の三 法第九十六条第四項(法第百三 判所のその旨を証する書面を添附しなければ 規定による通知をするときは、当該通知書に裁 用する場合を含む。以下同じ。)の訴えを提起 三条第二項(法第百三十八条第一項において準 の規定による通知をした起業者は、法第百三十 らない。 十八条第一項において準用する場合を含む。) 了した場合において、令第一条の十八第三項 した場合又は法第百三十三条第二項の訴訟が終

(補償金等の払渡しのための書留郵便に付すべ

第二十三条の四 支払手段は、次に掲げるものとする。 下同じ。)の規定による国土交通省令で定める 八条第一項において準用する場合を含む。以 十九条に規定する銀行が同法第五十三条第一 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第五 法第百条の二第一項(法第百三

一 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第 号)第二百三十二条の六第一項の規定に基づ き振り出される小切手 十五条の規定に基づき振り出される小切手 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

項の支払保証をした小切手

(協議の確認申請書の様式)

第二十四条 法第百十六条第二項(法第百三十八 とし、正本一部及び申請に係る起業地の存する 定による確認申請書の様式は、別記様式第十三 のとする 市町村の数に一を加えた部数の写を提出するも 条第一項において準用する場合を含む。)の規 2

第二十五条 求書によつてすることができる。 る場合は、それぞれ一の申請書、申立書又は請 項の規定によつて損失の補償の裁決の申請をす の確認の申請をする場合又は法第九十四条第二 金の支払請求、明渡裁決の申立て若しくは協議 くは使用の裁決の申請、裁決申請の請求、補償 若しくは使用の手続の開始の申立て、収用若し 収用若しくは使用の手続の保留の申立て、収用 用若しくは使用のために、事業の認定の申請、 での規定のうちいずれか二以上の規定による収 して、法第二条若しくは法第五条から第七条ま 同一の起業者が行う同一の事業に関

第二十六条 ものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外の 法、令及びこの省令に規定する国十

(権限の委任)

高速道路株式会社、西日本高速道路株式会路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本機構、成田国際空港株式会社、東日本高速道 局の管轄区域にわたる事業に関する権限 者である事業及び起業地が二以上の地方整備 速道路株式会社又は日本郵便株式会社が起業 社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高 政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生 支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行 国、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備 2

二 前号に規定する事業以外の事業に関する次

便の方法を定めること。 法第百条の二第一項の規定により書留郵

第二号の規定により書留郵便に準ずるもの1 法第百条の二第一項及び令第四条第一項 を定めること。

対して裁決をすること。 法第百二十九条の規定による審査請求に

等調整委員会の意見を聞くこと。 法第百三十一条第一項の規定により公害

附 則

行する。 この省令は、昭和二十六年十二月一日から施

第一五号) (昭和二八年八月一二日建設省令

この省令は、 附 則 (昭和三五年七月一日建設省令第 公布の日から施行する。

測量標は、この省令による改正後の測量法施行 の測量法施行規則に基づき現に設置されている この省令の施行の際、この省令による改正前 この省令は、公布の日から施行する。 **一** 号)

第二六号) 則 (昭和三七年九月二九日建設省令

規則に基づいて設置されたものとみなす。

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行

第 附 九 号) (昭和三九年三月二八日建設省令 抄

(施行期日)

する。 この省令は、 昭和三十九年四月一日から施行

附 第二二号) 則 (昭和四〇年六月二五日建設省令

この省令は、公布の日から施行する。 令第三四号) 附 則 (昭和四二年一一月三〇日建設省

(施行期日)

律(昭和四十二年法律第七十四号)の施行の日 (昭和四十三年一月一日) から施行する。 (経過措置) この省令は、土地収用法の一部を改正する法

場合を含む。)の場合における法第三十四条の 和四十二年法律第七十五号。以下「施行法」と いう。)第五条(同法第九条において準用する 土地収用法の一部を改正する法律施行法 昭

> 部を改正する法律施行法第四条の規定により収 部分/ 二第一項の規定による申立書の様式について 用又は使用の手続が保留された旨/」とする。 あるのは「/三 起業地/四 土地収用法の一 様式第七の二中「/三 起業地/ イ 十六条の二の規定による図面の縦覧場所/」と 式第七の二中「/三 起業地/ イ 収用の(以下「改正後の施行規則」という。)別記 この省令による改正後の土地収用法施行規 ロ 使用の部分/四 土地収用法第二 第一条 この省令は、

3 業地/ イ 収用の部分/ ロ 使用の部分 開始する土地の所在する都道府県の区域内の起 部を改正する法律施行法第四条の規定により収 又は使用の手続が保留されている起業地/」と 条の二の規定による図面の縦覧場所/五 収用 第七の二中「/三 起業地/ イ 収用の部分の様式については、改正後の施行規則別記様式る法第三十四条の二第一項の規定による申立書 用する場合を含む。以下同じ。) の場合におけ 施行法第七条第一項(同法第九条において準 用又は使用の手続が保留された旨/五 手続を あるのは「/三 起業地/四 土地収用法の一 とする。 ロ 使用の部分/四 土地収用法第二十六 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

4 する図面は、改正後の施行規則第三条第二号及 本一部及び当該起業地の存する市町村の数に を加えた部数の写しを提出するものとする。 施行法第七条第一項に規定する起業地を表示)第十三条の四第二項の例によつて作成し、正

令第四一号) (平成一二年一一月二〇日建設省 抄

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (施行期日) この省令は、内閣法の一部を改正する法律 棄

1

(施行期日) この省令は、土地収用法の一部を改正する法 (平成十三年法律第百三号) の施行の日 伞

令第八五号)

抄

(平成一四年七月九日国土交通省

成十四年七月十日)から施行する。 この省令は、平成十五年四月一日から施行す 省令第三七号) 則 (平成一五年三月二八日国土交通

省令第一〇九号)附 則 (平成一 〇九号) 抄 国土交通

第一条 (施行期日) この省令は、 公布の日から施行する。

> 省令第一八号) 則 (平成一六年三月二二日国土交通

この省令は、平成十六年四月一日から施行す

(施行期日) 省令第七〇号) 則 (平成一六年六月一八日国土交通 抄

行する。 省令第六号) (平成一七年二月一〇日国土交通

平成十六年七月一日から施

この省令は、平成十七年三月七日から施行す

令第一二号) 附 則 (平成一七年三月七日国土交通省

(施行期日)

る法律の施行の日(平成十七年四月一日)からこの省令は、行政事件訴訟法の一部を改正す (施行期日) 省令第二四号) 附 則 (平成一七年三月二九日国土交通 抄

施行する。 令第六六号) 則 (平成一七年六月一日国土交通省 抄

日)から施行する。 この省令は、法の施行の日 (平成十七年十月

令第五四号) 則 (平成一九年四月三日国土交通省

この省令は、公布の日から施行する。

令第七五号) 則 (平成一九年八月三日国土交通省 抄

施行期日

1 この省令は、平成十九年十月一日から施行す

置) (土地収用法施行規則の一部改正に伴う経過措

2 為替法をいう。)第十条に規定する定額小為替法(整備法附則第三条第二号に規定する旧郵便 するものとされる定額小為替に係る旧郵便為替 則第八条第一項の規定によりなおその効力を有等に関する法律(以下「整備法」という。)附 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備 とみなす。 法施行規則第二十三条の四に規定する支払手段 証書は、第二条の規定による改正後の土地収用

日)から施行する。 る等の法律の施行の日(平成二十四年十月一この省令は、郵政民営化法等の一部を改正す

省令第九八号) 附則 (令和二年一二月二三日国土交通

(施行期日)

(経過措置) 1 この省令は、令和三年一月一日から施行す

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による

令第八〇号) 附 則 (令和五年九月二九日国土交通省取り繕って使用することができる。 改正前の様式による用紙は、当分の間、これを

ナーリー、プロスボートボートリーこの省令は、公布の日から施行する。

令第六号) 抄 則 (令和六年一月三一日国土交通省

(施行期日)

1 この省令は、令和六年三月三十一日から施行 この省令は、令和六年三月三十一日から施行 とこの から 第一四条まで 一項の改正規定及び第十一条から第九条まで、第十条 する。ただし、第四条から第九条まで、第十条 の規定は、同年四月一日から施行 この省令は、令和六年三月三十一日から施行

令第二六号) 抄附 則 (令和六年三月二九日国土交通省)

する。 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行

別記様式第一(第一条関係)



町かある場合は、当動身の総明書をもつて本様式の総票に代す 加票者においてその職員に対して地管場行している身分証目

様式第三 (第一条関係)

```
EPONG IN A SERIO SINONIO IN INSTITUTION IN INSTITUT
```

様式第五

様式第六

様式第六 1880/東京三・881 東京部・社会会 ・ 日本の名称 第一個 1880 東京三・881 東京部・ 社会会 ・ 日本の名称 第一個 1881 東京部・ 社会会 ・ 日本の名称 1881 東京部・ 社会会 ・ 日本の名称 1881 東京部・ 日本会会 ・ 日本の名称 1881 東京部・ 日本会会

様式第六の二(第三条関係)
様式第七
様式第七の二
横式第七の三(第十三条の六関係)

The process of the pr

地震 (物件の) (大変(1000年)) 数量 後の氏名 解解 及び 内腹 間巻の氏名 実 地の 状況 (100年) (100年

様式第九の二